

# 【清里チャレンジラボ（千草）利用規約】

## 第1条（目的）

清里チャレンジラボ（以下「本スペース」という。）は、地域の空き店舗を活用し、新たな事業、サービス、地域活動等の実証実験および試行の場を提供することを目的とします。

本規約は、NPO法人清里観光振興会（以下「貸主」という。）が管理運営する本スペースの利用に関し、利用者（以下「借主」という。）が遵守すべき事項を定めるものです。

借主は、本規約および別途定める利用細則の内容を理解し、同意したうえで本スペースを利用するものとします。

## 第2条（利用資格）

本スペースを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体とします。

- (1) 新規事業または創業を検討している者
- (2) 商品・サービスのテスト販売を行う者
- (3) 展示会、ワークショップ、地域活動等を実施する者
- (4) 貸主が本スペースの目的に適すると認めた者

## 第3条（貸出スペース）

本スペースの対象となる貸出スペースは、次のとおりとします。

一階店舗部分 40.89平方メートル（4.35m×9.4m）

## 第4条（利用期間および利用時間）

- 1 利用期間は、1回の利用につき30日間を上限とし、貸主との協議により決定します。
- 2 初めて本スペースを利用する借主については、原則として利用期間を3日以内とします。
- 3 利用時間は、原則として9時00分から17時00分までとします。
- 4 夏季（7月から9月まで）および冬季（12月から3月まで）その他、季節、日照時間、地域行事、貸主または施設管理上の都合等により、利用時間を変更する場合があります。この場合、貸主は事前に借主へ通知します。
- 5 借主が特別の事情により標準時間外の利用を希望する場合は、事前に申請し、貸主の承認を得るものとします。
- 6 本事業の実施期間は、2026年10月31日までとします。ただし、貸主の判断により延長または変更する場合があります。

## 第5条（利用料金）

- 1 本スペースの利用料金は、別紙「利用概要」に定めるものとします。利用料金は、利用日数、利用期間および利用区分（一般・会員）に応じて適用します。
- 2 利用料金には、次の費用を含みます。
  - (1) 施設使用料
  - (2) 光熱費（水道・電気等）
  - (3) 一般的な電源使用料
  - (4) 借家人賠償責任保険料

## 第6条（利用申込み）

- 1 借主は、貸主が定める申込書を提出し、承認を受けるものとします。

- 2 利用内容に変更が生じた場合は、速やかに貸主へ届け出るものとします。
- 3 貸主は、利用目的が本スペースの趣旨に適さないと判断した場合、利用を承認しないことがあります。

### **第7条（利用目的および禁止事項）**

- 1 借主は、申込時に申請した利用目的の範囲内で本スペースを利用するものとします。
- 2 借主は、次の行為を行ってはなりません。
  - (1) 法令または公序良俗に反する行為
  - (2) 政治活動または宗教活動
  - (3) 反社会的勢力に関する活動
  - (4) 騒音、振動、悪臭等により近隣へ迷惑を及ぼす行為
  - (5) 火気、危険物その他危険性のある物品の持込み
  - (6) 施設、設備または備品を破損または汚損する行為
  - (7) 貸主の承認を受けない営業活動
  - (8) 本スペースの利用権を第三者へ譲渡、転貸または名義貸しする行為
  - (9) その他、貸主が不適切と判断する行為

### **第8条（食品の販売）**

- 1 食品の販売は、あらかじめ必要な営業許可、届出等を取得し、法令に基づき適切に製造および包装された商品に限り認めます。
- 2 販売できる食品は、惣菜製造業、菓子製造業その他これに準ずる許可等を受けた事業者が、許可を受けた施設において製造した、常温で保存および販売が可能な持ち帰り用の商品に限ります。ただし、保冷、冷蔵、冷凍、加温その他の温度管理を必要とする商品は販売できません。
- 3 本施設内における調理、加工、盛り付け、温め直し、飲食物の提供その他これらに類する行為は、施設の構造および保健所の許認可上の理由により認めません。
- 4 店内飲食を目的とした飲食物の提供、飲食スペースの設置ならびに試食および試飲の実施は、原則として認めません。ただし、無料で提供する試食または試飲について、衛生管理上の条件を満たし、あらかじめ貸主が承認した場合は、この限りではありません。
- 5 第1項または第2項に該当する食品の販売を希望する場合は、販売予定商品、製造者名、営業許可等の内容その他貸主が必要と認める事項を、事前に貸主へ申請し、承認を受けるものとします。この場合、貸主は、営業許可証その他これに準ずる書類の提示を求めることができるものとします。
- 6 貸主は、施設の利用条件、衛生管理上の必要性その他の理由により、販売商品、販売方法または試食および試飲の実施方法について、変更または中止を求めることができるものとします。

### **第9条（施設および設備の利用）**

- 1 借主は、施設、設備および備品を善良な管理者の注意をもって使用するものとします。
- 2 設備利用に関する詳細は、利用細則によるものとします。
- 3 冬季期間中は、一部設備の利用を制限する場合があります。

### **第10条（原状回復および清掃）**

- 1 借主は、利用終了時に原状回復を行い、設備および備品を元の状態に戻し、室内を清掃し

たうえて、貸主の確認を受けて返却するものとします。

2 設備または備品を破損または紛失した場合は、借主が実費で弁償するものとします。

3 冬季の凍結リスクや夏季の湿気によるカビ発生等、季節特有の管理が必要な場合は、貸主が別途注意事項を提示します。借主はこれを遵守し、必要な管理および処置を行うものとします。

4 原状回復または清掃が適切に行われていない場合、貸主は実費相当額を請求できるものとします。

5 借主は、利用により発生したごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等を含みます。）をすべて持ち帰るものとします。

## **第11条（事故および損害賠償）**

1 借主の責任により生じた事故、損害または第三者との紛争については、借主がその責任と費用において解決するものとします。

2 本スペース利用中に発生した災害、事故等による損害については、貸主が加入する企業財産総合保険の適用範囲内で補償される場合があります。ただし、商品、持込品その他借主が管理する物の盗難、紛失、破損、輸送中の事故、営業損失その他保険適用範囲外の損害について、貸主は責任を負いません。

## **第12条（保険）**

1 貸主は、施設管理上必要な保険に加入します。

2 借家人賠償責任保険は、借主の責めに帰すべき事由により、本スペースの施設、設備または貸与備品に損害を与え、借主が負担する賠償責任を補償対象とするものです。

3 前項の保険は、借主の商品、持込品、展示物その他借主が管理する物の盗難、紛失、破損、借主または来場者のけが、営業損失、休業損失その他これらに類する損害を補償するものではありません。

4 補償内容、補償限度額、免責事項その他の条件については、貸主が加入する保険契約の約款その他の定めによるものとします。

## **第13条（鍵の管理）**

1 借主は、利用当日に身分証を提示し、利用同意書への署名および利用料金の支払いを行った後、鍵を受け取ることができます。

2 借主は、鍵を善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に譲渡または貸与してはなりません。

3 借主は、利用終了後、速やかに鍵を返却するものとします。

4 鍵の受渡しおよび当日の受付は、「清里駅前観光総合案内所あおぞら」とします。鍵の受取可能時間は9時00分、返却時間は17時00分とします。

5 借主が鍵を紛失した場合は、借主が実費を負担するものとします。

## **第14条（利用の取消しおよび中止）**

1 貸主は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用承認を取り消し、または利用を中止させることができます。

(1) 借主が本規約または利用細則に違反した場合

(2) 申請内容と異なる利用を行った場合

(3) 天災、災害、設備故障その他やむを得ない事情が生じた場合

(4) 貸主が施設運営上支障があると判断した場合

2 前項の場合に借主に生じた損害について、貸主は責任を負わないものとします。

### **第15条（広報および写真・記録等の利用）**

1 貸主は、本スペースの広報および活動記録を目的として、利用状況を撮影し、広報物、Webサイト、SNSその他の媒体に掲載することがあります。

2 掲載を希望しない場合は、借主は事前に貸主へ申し出るものとします。

### **第16条（個人情報の取扱い）**

1 貸主は、申込者から取得した氏名、住所、連絡先その他の個人情報を、本スペースの利用手続き、連絡その他本スペースの運営に必要な範囲で使用します。

2 貸主は、法令に基づく場合を除き、申込者の同意なく個人情報を第三者に提供または開示しません。

3 貸主は、取得した個人情報を適切に管理し、漏えい、紛失、改ざん等の防止に努めます。

### **第17条（協議事項）**

本規約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、貸主と借主が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

附則

本規約は、令和8年6月1日より施行する。

【別紙】

清里駅構内 貸出スペース利用料金

【基本情報】

場所：清里チャレンジラボ 千草（山梨県北杜市）

利用期間：令和8年6月1日から令和8年10月31日まで

利用時間：原則として9時00分から17時00分まで

※季節、日照時間、地域行事、施設管理上の都合その他の事情により、利用時間を変更する場合があります。

※標準時間外の利用を希望する場合は、事前に貸主へご相談ください。

利用形態：物販、PR、展示、体験ワークショップその他これらに類する活動

※食品の販売は、利用規約第8条に定める条件を満たす場合に限りです。

※本スペース内での調理、飲食物の提供及び店内飲食はできません。

【利用料金（税込）】

■ 基本料金

区分	一般	清里観光振興会会員
平日	2,000円/日	1,000円/日
土日祝日	3,000円/日	1,500円/日
夏季繁忙期 (7月20日から8月20日まで)	5,000円/日	2,500円/日

■ 7日プラン

区分	一般	清里観光振興会会員
通常期7日プラン	14,000円/週	7,000円/週

夏季7日プラン

30,000円／週

15,000円／週

※7日プランは、連続した7日間の利用を対象とします。

※夏季7日プランは、夏季繁忙期（7月20日から8月20日まで）に利用する場合に適用します。

※利用日が夏季繁忙期と通常期にまたがる場合の料金は、貸主と協議のうえ決定します。

#### 【利用料金に含まれるもの】

- ・施設使用料
- ・光熱費
- ・一般的な電源使用料（100V・20Aまで）
- ・借家人賠償責任保険料  
※補償内容及び補償対象外となる事項は、利用規約及び利用細則をご確認ください。
- ・共用部使用料
- ・折り畳みテーブル 6台
- ・折り畳み椅子 12脚

#### 【申込み・利用決定】

- ・利用は事前予約制です。
- ・利用を希望する方は、貸主が定める申込書を提出してください。
- ・貸主は、利用目的、本スペースの運営目的との適合性、安全面その他必要な事項を確認したうえで、貸出の可否を決定します。
- ・利用内容によっては、貸出をお断りし、又は利用条件を付す場合があります。
- ・利用決定後であっても、利用規約又は利用細則に違反した場合、申請内容と異なる利用を行った場合、災害、荒天、鉄道運行への影響その他やむを得ない事情がある場合は、利用を取り消し、又は中止することがあります。

#### 【備考】

- ・上記料金は消費税を含みます。
- ・利用料金は、利用日数、利用期間及び利用区分に応じて適用します。
- ・利用料金の支払方法及び支払時期は、利用規約の定めによります。
- ・本利用概要に定めのない事項は、「清里チャレンジラボ利用規約」及び「清里チャレンジラボ利用細則」によります。